

大阪市西区役所保健福祉課（生活支援）臨時的任用職員（事務職員）
募集要項

1 募集人数

1 名

2 任用期間

令和 7 年 12 月 9 日（火曜日）から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで

3 業務内容

生活保護にかかる事務全般

4 応募資格

次の（１）、（２）及び（３）のいずれにも該当する者

※年齢、学歴は問いません。

- （１） ワード、エクセルなどのパソコンの基本操作、電話対応などの一般的な事務作業ができる者
- （２） 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者
- （３） 日本国籍を有する者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前 9 時から午後 5 時 30 分（休憩時間 45 分）

週 5 日勤務（月曜日から金曜日）

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

（３）勤務場所

大阪市西区新町4丁目5番14号

大阪市西区役所3階 保健福祉課（生活支援）

（4）給料

「臨時的任用職員の給与に関する規則」に基づき支給されます。

月額213,556円「令和7年10月8日時点」（地域手当を含む）から職歴などの経歴に応じて加算されることがあります。

また手当には、通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などがあります。

（5）休暇等

「臨時的任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則」に基づき付与されます。

その他、特別休暇（忌引休暇など）があります。

（6）社会保険

大阪市職員共済組合

（7）服務

「地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程」の対象となります。

（8）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）大阪市臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真を必ず貼付してください。

（2）申し立て書 1通

（3）レポート用紙 1通

（4）「受験票等」返信用の定形封筒（長形3号 縦235mm×横120mm） 1通

※受験票等を返送しますので、宛先を記載のうえ320円切手を貼付してください。

※（1）（2）（3）の必要書類は所定の様式に限り、西区役所ホームページからダウンロードしていただくか、西区役所保健福祉課（生活支援）区役所3階37番窓口でも配付します。

○採用申込書の受付期間等

ア 申込み期間

令和7年10月8日（水曜日）から令和7年10月29日（水曜日）まで（土曜日、日曜日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

※郵送の場合は、令和7年10月29日（水曜日）必着とします。また、「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書受付場所

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
大阪市西区役所3階 保健福祉課（生活支援）

○ 受験票等の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年11月4日（火曜日）までに特定記録郵便にて受験者本人あてに発送します。

なお、令和7年11月6日（木曜日）までに届かない場合は、令和7年11月7日（金曜日）午後5時30分までに西区役所保健福祉課（生活支援）（電話：06-6532-9937）へ連絡してください。

○ 結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

7 選考方法

- ・面接試験
- ・筆記（レポート）

8 面接試験日時及び会場

- ・日時：令和7年11月12日（水曜日）
- ・場所：大阪市西区役所

※詳細な時間・場所については、受験票等に同封する案内文により通知します。なお、変更には応じられません。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

10 問合せ先

大阪市西区役所 保健福祉課（生活支援）
〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
電話：06-6532-9937 ファックス：06-6532-9798

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、さまざまな取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。こういったことを心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと